

社会福祉法人愛泉会 えじり保育園 運営規程

(名称および所在地)

第1条 園の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 えじり保育園
- (2) 所在地 静岡市清水区宝町2番25号

(施設の目的および運営方針)

第2条 えじり保育園（以下「本園」という。）の目的および運営方針は、次のとおりとする。

(1) 施設の目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるように、信、望、愛の心をもって、支援することを目的とする。

(2) 運営方針

「今、『ここにある』生活を豊かに生きること」を保育の理念として保育を進めていく。さらに、この保育の理念を実践していくために、子どもたちとともに「個を生かす生活」、「関わりの中での生活」、「探究（探求）する生活」、「くつろぎのある生活」、「感謝する生活」を創りだしていく。

(利用定員)

第3条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 60人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 30人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 10人

(提供する保育等の内容)

第4条 本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、次の保育等の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者という。」）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。
- (2) 食事の提供
- (3) 時間外保育
やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。
- (4) 子育て家庭に対する支援
- (5) 一時預かり事業
- (6) その他保育に係る行事等は、次の表のとおりとする。

保育に係る行事	4月進級式・入園式	10月親子うんどうあそびの日
	6月おしゃべり会（保護者懇談会）	12月クリスマス会
	7月えじりマルシェ	2月おしゃべり会（保護者懇談会）
	9月引き渡し訓練	3月卒園式
※毎月の身体測定、避難訓練、交通安全指導／内科健診・歯科健診（年2回）		

(職員の職種および員数)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数は次の通りとする。ただし、乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動することがある。

- (1) 園長 1人
- (2) 主任保育士 1人
- (3) 保育士 18人(うち非常勤保育士1人)
- (4) 調理員 4人(うち非常勤調理員1人)
- (5) 看護師(非常勤) 1人
- (6) 事務員(非常勤) 1人
- (7) 保育補助職員(非常勤) 1人

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間
7時00分から18時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供するものとする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間
8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時00分までまたは17時00分から18時00分までまたは18時00分から19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供するものとする。ただし、8時00分から8時30分、16時30分から17時00分についての30分は、通勤時間等を考慮し、保育は行いが延長保育料金は徴収しない。
- (3) 一時預かりに係る保育時間
8時30分から12時30分の半日保育または9時00分から15時00分の日保育を提供する。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、15時00分から17時00分までの範囲内で、時間外保育を提供するものとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

2 時間外保育の料金は、次の表のとおりとする。

対象	時間	料金
保育標準時間認定	18時00分から19時00分まで	日額200円
保育短時間認定	7時00分から8時00分まで	日額200円
	17時00分から18時00分まで	日額200円
	18時00分から19時00分まで	日額200円

3 特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、実費の支払いを受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 本園は市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 本園は以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 2号認定子どもが小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定および3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) そのほか、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(事故・けが等緊急時における対応)

第11条 本園の職員は、保育の提供を行っているときに園児のけがおよび体調の急変等が生じた場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、嘱託医へ連絡、受診等必要な措置を講じるものとする。

(非常災害時における対応)

第12条 本園の職員は、園児の安全を確保するための具体的な計画および避難マニュアル等を作成することとする。

- 2 本園は、前項の計画およびマニュアルに基づき、園児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、園児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。
- 3 本園は、防火管理者を定め、少なくとも毎月1回、避難および消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待防止のための措置)

第13条 本園は、園児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、園長を責任者とし、虐待の発見および防止、さらに関係機関との連携をとるとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(苦情への対応)

第14条 本園に対する要望や苦情等について、苦情解決窓口を設置し対応することとする。

(個人情報の保護)

第15条 本園の職員は、正当な理由がなく業務上知り得た個人情報を第三者に提供しない。ただし、園児の卒園または退園の際に、その後の就学やその他施設における保育および教育が円滑に行われるよう、該当の園児に関しての必要な情報を提供することがある。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。